

国民と森林

2003年・新春
第 83 号



国民森林会議



プロフェッショナリズムの確立を

柿澤 宏昭

(北海道大学農学部)

ここ数年海外調査を行うことが多いのだが、いつも感じるのは、森林管理を支えるプロフェッショナルが、時代の要求に対応しつつ、一貫して確保されていることである。

そもそも、ドイツが代表例として示されるように、森林に関する専門知識を持ち、一定の地域に長い間勤めて当該地域の森林を知悉した森林官が存在する、というのはヨーロッパ諸国において普通にみられたことであった。通常は国・州政府がこうした人的資源の配置と育成に対して責任を持ち、今日までその体制は維持されている。

一方、近年生態系保全や森林の総合的管理に関心が集まるようになってきたが、これに率先して対応してきたのはアメリカ合衆国の国有林であった。森林官以外の野生生物、生態学、景観などを専門とする職員を積極的に雇用し、現在では全専門職員数に占める森林官の比率は半分以下となっている。大規模所持林を持つ欧米の企業も同様の動きをみせており、企業が自ら生態学などの専門家を雇用し、自社有林の環境対応体制を整備している。

特にアメリカ合衆国の中西部では、環境保護運動が強く、絶滅危惧種保護が大きな政治的課題となつておらず、生態系保全に関するデータ収集・計画策定の実力は日本の公的な森林經營を凌駕しているといってよいだろう。

このようない行政のみならず、民間企業においてもより良い森林管理を行うための人的資源の確保・育成を行ってきており、日本では人的資源の確保・育成に大きな問題があるよう思われる。

まず第一に地域で森林管理を担う専門家集団が消失してきていることである。現在、市町村に林政の多くの権限がおろされていくが、ほとんどの市町村はこれに対応できるだけの人的な体制を整えることはできていない。一方、森林組合も木材市況がさらに悪化するなかで、地域の持続的な森林管理に取り組む職員を育成する余裕はますますなくなっている。都道府県の指導普及組織も、行政改革のなかで集中化・人員削減が進み、きめ細かい森林管理支援が行えなくなっている。それでは一般林務行政はどうかといえば、

「森林の専門家」集団というよりは「行政の専門家」集団の色彩がますます強くなっているように思える。ドイツなどでは国有林職員が民有林の管理支援を行っているが、現在の日本の国有林は、急速な人員削減によって、自らの森林管理さえ危うくなっている。

そもそも木材生産を主体としていた林政のもとでは、森林管理は人工林の育成・伐採、林道作設が焦点であり、そこには画一化された基準があり、技術者集団が発達する条件はほとんどなかった。このようにもともと弱体であった技術者集団がますます衰微しつつあるのが現状なのではないか。

第二には、森林政策の基本を木材生産主体から転換したものの、これを支える専門家集団が全く育てておらず、また育てる仕組みが存在しないことである。森林の多様な機能の発揮を目指した森林管理を行う専門家に求められることは、一つにはレクリエーションや野生生物など林業以外の分野の知識を持つこと、二つには市民と協働関係を構築できること、三つには地域に密着し、データを蓄積し

目 次

季刊 国民と森林

No.83 2003年新春号

卷頭言

プロフェッショナリズムの確立を

柿澤 宏昭 2

「自然再生促進法」の制定を巡って

金田 平 4

森林と人との多様な関係の再構築を目指して

－参加と分権に基づく森林管理－

山本 信次 7

公開講座報告

森林をめぐる新しい考え方のいろいろ

北尾 邦伸 10

「森林ボランティアに思う」

熊崎 一也 14

森林文化の継承と地域おこし

佐藤 喜男 17

石井寛編著「復元の森－前田一步園の姿と歩み」

を読んで

半田 良一 20

日本独自の森林認証システムを

－「緑の循環」認証会議

(Sustainable Green Ecosystem—略称SGE)

発足に向けて検討進む 三澤 豊 22

切り抜き森林・林政ジャーナル

アトランダム雑誌切抜き 28

つつ、まだはつきりとした答えのない多目的森林管理のあり方を探っていくことである。ここでは明らかにこれまでとは異なった能力が求められており、その習得を現場の努力に任せておくことは困難である。そうである以上、このような専門家を育成していく仕組みをつくることが必要である。ところが、現在の日本の状況は上述のように狭い意味での林業技術者集団の確保さえおぼつかない状況になっている。

政策は大きく転換しつつあるものの、それを担う技術者集団が育っていないだけではなく、行政・森林組合職員は現在でも地域あたり一定の数がいる。問題は有効に機能していない点である。地域レベルで森林管理の実効性を確保するため、組織体制をどうするのかということがあわせて、人の問題を考え直すことが求められている。誇りと自信を持つ「自分は森林官である」といえる人間を育てること、森林官と関連分野の専門家との協力

く、弱体化しつつあるのが現状であり、今後の日本の持続的な森林管理を考えたとき、これは大きな問題といわざるを得ない。少なくとも「数」でいえば、森林管理に関わっている行政・森林組合職員は現在でも地域あたり一定の数がいる。問題は有効に機能していない点である。地域レベルで森林管理の実効性を確保するため、組織体制をどうするのかということがあわせて、人の問題を考え直すことが求められている。誇りと自信を持つ「自分は森林官である」といえる人間を育てること、森林官と関連分野の専門家との協力

関係をつくること、そしてこれら専門家集団が、腰をすえて地域森林管理に取り組める仕組みをつくることが今何よりも求められている。「海外が進んでいるのに日本では……」という議論はいい加減止めたいのだけれど、結局本稿も同様な議論を繰り返さざるを得なかつた。問題は改革の進め方というかなり根深いところにあるようと思える。

雑 木 林 F30号

小林金三（札幌在住）

表紙の言葉
皆抜された南斜面が20年経って立派な雑木林に変わった。手植えした数十本のトドマツは伸びの早い雑木に囲まれてせいぜい2メートルそこそこだが、風通しがよく陽当たりのいい処のは十数メートルに育った。マツ属ではないらしいが、エゾマツは「北海道の木」と云われるだけあって堂々と他を圧して風格がある。ドロヤナギは名とは違い美しい木肌ですきっと育ちも早い。ナナカマドやクルミも大きくなった。

目次題字 隅谷三喜男

「自然再生促進法」の制定を巡つて

金田平

(財)日本自然保護協会理事)

一、自然再生・自然復元の意味

公共事業による自然破壊に対する批判が高まり、土木建築業界に倒産が出るほど開発事業が落ち目になった中、自然復元の事業が台頭してきた。自然再生・自然復元は自然破壊の早かつた欧州諸国では、早くから取り込まれており、我々が「自然保护」を定義する時も①保存・②保全と並べて③復元を入れている。この保存・保全という言葉も混乱の多い自然保护概念を整理するために、大まかに欧米でのProtection, Preservation概念を①「保存」。Conservationを②「保全」と使い分けようというもので、こうした中でRehabilitation(回復)、Restoration(復元)、Mitigation(影響緩和)等を纏めて③「復元」としている。

自然保护全法でおさえる五箇所の原生自然環境保全地域、一〇箇所の自然環境保全地域、更に都道府県自然環境保全地域、そして文化財保護法で指定する天然記念物、更には種の保存

法に指定するものなどは、人為の影響を排除して保護に努め様と言うものでこれを①「保存」としている。林野庁が定めた森林生態系保護地域の扱いはこの保存に入る。

次ぎの②「保全」は、人が使ったり手入れをする事で状況が維持される自然の保護だ。今話題の里山の自然保护は保全だ。

これ等に対し破壊された自然を取り戻そうというのが③「復元」または再生だ。復元・再生にとって重要な事は、自然が成立するのには、その風土にあって、長い進化の歴史の中で作り上げられたということであり、それ故に失われた自然是、基本的には取り戻せ無いという認識をもつ事だ。如何に科学技術が発達してもミズ一匹といえども人工で作り出せないという事実を謙虚に受け止めねばならない。

復元とか再生はそういう前提に立った上で、元に戻そうということだ。欧米で行われて来た自然復元は例えば一旦直線化した河川を再び蛇行した河川に「水制」という構造物を作り、水流を変える事で河岸の侵食を呼び、これが再び曲線化を起こし、結果的に淵や瀬が出来るという工法だったのだ。これは人手で作り上げるので無く、手を加えてもあとは「自然に任せせる」

スが報告されている。

旧建設省河川局が治水+利水の河川制度を、利水+治水+環境に組み換えたのは一九九七年だ。具体的には、それまでのコンクリート三面張りをやめ、多自然工法を取り始めたのだ。とは言え、多自然工法がどうすると生物がいなくなると魚類研究者から非難される状況だ。それは多自然工法が人為で深い所、浅い所を作り、石の大小の配置迄計画的に人工的に行なったことによるもので、実は当時既に欧州で行なわれていた近自然工法を学んで来た人によって問題点の指摘があった。つまり、西欧での近自然工法では例えば川の蛇行を復元するのに、直線化した河川に「水制」という構造物を作り、水流を変える事で河岸の侵食を呼び、これが再び曲線化を起こし、結果的に淵や瀬が出来るという工法だったのだ。これは人手で作り上げるので無く、手を加えてもあとは「自然に任せせる」

という工法であることにおおきな差が有る。

アメリカの国家環境政策法では復元を①回避②最小化③修正④軽減⑤代償の五つに分類して順に優先する事としている。更にその場での代償措置と別の場所での代償措置の二つに分けている。日本自然保護協会も自然復元の条件として①今ある自然を大事にする②特定の種だけではなく生物の繋がりや生態系全体の復元をする③よその土地の種では無く、もとあった種を回復する④点の回復ではなく、空間的な生態系のネットワークを回復する⑤人間が作り上げてしまふのではなく、自然の回復力を助ける⑥自然の変化をモニタリングしながら、順応的な管理を実施する⑦行政だけで進めず、計画段階から積極的に地域の市民参加を図る――を挙げている。

一、「自然再生促進法」の成立の経緯

さて、二〇〇一年一月の行革で環境庁は環境省となつた。そして七月には「二一世紀・輪の国造り会議」が、九月には「経済財政諮問会議」が持たれているが、こうした事がきっかけで「自然再生事業を省庁連携・市民参加で進める」という報告書が出、改革行程表に載つた。これによつて、環境省と国交省は二〇二年度に自然再生事業を予算化し、鉄路湿原と埼玉県のくぬぎ山の復元事業を環境省・国交省・農水省との協管で実施する事とした。二〇二年春に閣議決定した新・生物多様性国家戦略の中にも「復元」をうたい、その事例としてこの事業を挙げた。

こうした情勢の中で二〇二年春、与党からの議員立法で自然再生促進法が浮上したのだ。二〇二年一月、公明党が自然再生促進法の試案をつくつて、自民党がその対案を用意した。これを受けて、与党三党にプロジェクトチームが作られ、五月議員提案が表面化した。五月中旬には自然保護ZCでこれに対する取り組みが活発化し、強会が頻繁に行われた。低迷している土建事業の活性化対策だと平行して議論が活発に行われた。省庁・与野党からの情報収集、懇談会・勉強会が頻繁に行われた。低迷している土建事業の活性化対策だと、形を変えた公共事業活性化対策などの批判も起つて騒ぎは大きくなつた。法がなくとも既に復元事業は行なわれており、幾つかの強硬な廃案への動きも起つて、国会会期末にござり押し採決の可能性が懸念された中、臨時国会に継続審議となつた。会期末には自然保護団体だけでなく、日弁連を始め弁護士会も強い関心を示し、幾つかの意見表明があつた。

国会休会中も様々な動きがあり、臨時国会冒頭に提案されて通過するとの情報に、廃案が無い関心を示し、幾つかの意見表明があつた。

方公共団体は財政その他の措置を講ずる。国・地方公共団体は自然再生について広報し、環境学習の振興を図る。自然再生推進会議を関係行政機関の職員で構成する。となつては、実施者は自然再生事業実施計画を作成する。実施者は自然再生基本方針は環境大臣が農水・国交大臣と協議して作成し閣議決定する。自然再生事業の実施者は「自然再生協議会」を組織し、自然再生協議会は自然再生全体構想を作成する。大臣は環境、農水、国交の各大臣で、主務大臣・知事は実施者に助言し、相談に応ずる。國・地

当最初の案に無かつた生物多様性保全を目的に入れさせたのを始め、幾つかの修正をさせた。またこの間、環境委員会所属の議員には、現場視察もして貰つたし、随分問題提示が出来た。とはいへ、そもそも、今、自然保護団体としては有明海での漁業が危機的となり、その引き金となつた諫早湾埋立の仕事が続行された候だつたり、更のことなに注ぐ筑後川の上流・川辺川にダムを作ろうという計画が進行中だつたりで、動けないので平成一五年度からの事業となる。

これ等を止める事が先ではないかと言わざるを得ない訳だ。二〇〇二年一月にスペイン、パ

レンシアで行なわれるラムサール条約締約国会議では二〇〇五年迄に指定湿地を二倍に増やす目標を持ち、環境省も一箇所という現状を2倍以上に上積みしたいという姿勢と聞かされている中、沖縄では泡瀬干潟の埋立を国も県も押し進めようとしているし、またこの締約国会議が「湿地復元の原則と指針」を出す事を予定している中で、こうした国際的ガイドラインを見定めてからそれに沿った形で出すべきだと言う警告も出されていた。埋立問題などの根拠法は公有水面埋立法という開発法だし、リゾート法も生きていた。こうした法の整理が先ではないかという意見も強かった。科学者による評価委員会の設置要求も入れられなかつた。こうした状況での法の成立なわけだ。

今後、この法の成立によつて全国各地で復元の動きが出る事が予想される。これらに対しても開発の免罪符にさせないように監視するとか、本当の自然再生になるよう注目するとか、自然保護サイドの体制強化が宿題となつた。

三、森林での問題

さて事務局からの要請で自然再生促進法が生まれた経緯を報告として纏めたが、ここで本会の関係する森林問題の自然再生を考えてみたい。まず「保存」に関わる部分は、原生自然であり、前段で整理した通り、基本的には法律で抑えられている。国有林では林野庁が自ら森林生態系

保護地域として「保存」の手立てを済ませて有る。

問題は「保全」に関わる部分、つまり人工造

林地だ。ここは、「植えて、育てて、切る」こ

とで、長い間持続的利用を続けて来たところだ。

この森林を、健康な状態で持続させる為には、保全業務が行なわなければならぬのだが、

六〇年代の肥料革命、燃料革命を始めとする社

会情勢の変化や人々の生活形態の変化、更には対外的な問題、例えば自由貿易のなどによって、

経営が困難となり、森林管理がなされないまま放置されているというのが現実だ。

これらの中でも、環境条件が良ければ放置する

事で遷移が進み、潜在自然植生に落ち付く所も有ろう。それなら放置が即「保存」となり、それなりの落ち付いた森林となる。しかし、笹や竹

林の侵入がある所では森林形成が阻害される。また、斜面林で樹冠が鬱蔽して林床植生が育たないところでは、土壤流失が起こる可能性が高い。こういう事があれば、森林のみならず基盤の崩壊にまで及ぶ恐れがある。事実こうして用材林や薪炭林が荒廃しているケースが全国的に問題となっている。経済的な理由で管理が出来なくなつた以上、経済的な解決が基本だろう。

これまでの利用形態に拘らない新たな発想で、森林そのものや森林生産物が金になる構造を作り出す、また、経済的支援を確立する等が求められる。

今回成立した自然再生促進法がこうした事業にどう使えるかについて、検討する作業も急務だろう。

国民森林会議の主な動き

(二〇〇一年一〇月以降)

◇一〇月一日

「国民と森林」八二号発刊

◇一月一八日
第四回提言委員会

時間 一三時三〇分～一六時三〇分
場所 大日本山林会・会議室

◇一二月一四日

第一〇四回常任幹事会
時間 一三時～一六時
場所 学士館分館

◇一二月一七日

第五回提言委員会

時間 一三時三〇分～一六時三〇分
場所 大日本山林会・会議室

森林と人との多様な関係の再構築を目指して —参加と分権に基づく森林管理—

山本信次

(岩手大学演習林)

1 はじめに

私が岩手に居住するようになって六年が過ぎた。こちらで暮らすようになって、あらめて実感できたことは地域と森林の関係がいかに地域の森林の現状を規定しているかという当たり前の事実であった。また、そうした地域と森林の関係が「近代化」のなかでいかに壊されていくかと言うことでもあった。本稿では、そうした実感の中から現在感じていることについて少々述べさせていただきたい。

2 我が国の森林が抱える問題 —森林荒廃とは何か—

日本は国土の六七%が森林の世界有数の森林国である。同時に、木材自給率は二〇%以下の世界有数の木材輸入国でもある。輸入される外材の多くは原生林からもたらされるが、こうした原生林の伐採はしばしば回復不能なダメージを森林に与えるだけでなく、現地の住民の生

活を破壊し、地球規模の環境破壊にもつながっている。この現状から見れば日本の森林をもつと活用し、木材自給率を向上させることにより世界の森林保全に貢献することが必要なはずである。

日本の森林は、木材生産のために造成された針葉樹を主体とする人工林（面積比四一%）と、原生林と農業・薪炭生産など人間の関わりの中で形成された雑木林・里山などの天然林（同五三%）から構成されている。残りは除地などである。

人工林造成の歴史は近世にまで遡るが、その面積が現在の水準まで高まつたのは第二次大戦後のことである。この激しい人工林増加による原生林や里山の減少（無論この減少は開発によるものも大きい）が、自然環境の破壊・劣化を招いたとする指摘がある。国産材をもつと活用すべきという認識の一方で、木材生産偏重による自然破壊の問題も横たわっているのである。

これとは別に、自国の森林を利用しないこと

から生じる問題点がある。

一つには外国産材の大量流入によって木材価格が低下したため、人工林の保育作業が経済的に不可能となつて森林の劣化を招いている。本来なら植林後四十年は間伐などの保育により、林内照度を高め、林床に多様な植物を繁茂させ、土壤の流出を防ぎ、人工林内の植物の多様性を確保させる必要があるので、それができなくなっているのである。

二つには針葉樹への転換や開発から逃れた雑木林・里山が、人間との関わりが希薄になる中で地域住民の伝統的土地利用によって押しとどめられていた植生遷移が進行し、地域によつては氷河期から生き残ってきた稀少な生物の絶滅を招いている。

このように我が国の森林が抱える問題は、国内における生物多様性の維持・向上といった自然環境の質的問題と、世界的な森林保全のため如何に木材自給率を上げていくのかという、一見相反する問題を両立させていかねばならぬ

いことにあるといえるだろう。

こうした問題の生じた原因を人工林の造成過程から探ってみよう。戦後の人工林造成の過程には主として以下の三つがある。

①第二次大戦時の乱伐の跡地に造林された

②薪炭から石油・ガスへ、あるいは堆肥から化

学肥料への転換の中で、経済価値の低下し

た雑木林・里山を人工林に転換した

③山岳地帯の奥地に残っていた成長の遅い原生

林を人工林に転換した

④については、いかに木材が絶対的に不足して

いるとはいえ、再生の困難な原生林が破壊さ

れた上に、人工林化に適さない自然条件の場所にも造林した結果、草原化などの結果を招いている。早急にブナ林など、もとの植生への回復が必要であろう。

しかしながら②については、工業化や都市住民のライフスタイルの変化に農山村サイドが対応した結果であり、農林業関係者＝農山村住民のみに責任を帰すことはできない。さらに①については荒廃した国土の復旧に大きな役割を果たしており、その存在は重要である。

3 農山村と都市の多様な関係の再構築に向けて

このように戦後の人工林造成は、功罪半ばするものであった。さらに、ここで重要なのは②の問題である。すなわち、日本の森林がたどつてきた変化は、森林を直接的に利用してきた農山村住民と都市住民との関係の変化によっても

たらされているということである。戦前までは木材・炭・有機農産物といった、森林を直接あるいは間接的に利用した多様な産品が農山村－都市間を流通することで、農山村住民が森林と多様な関係を築き、結果として人工林や雑木林などの多様な森林が存在していたのである。ところが戦後、復興期から高度成長期にかけての都市部の旺盛な木材需要と石油化学製品の流入が、都市と農山村の関係を木材供給に一元化してしまった。それが農山村と森林の関係をモノカルチャーハ化させ、人工林造成が急速に広まったのである。

その後、一九六〇年の木材自由化が、木材供給という都市と農山村をつなぐ最後の糸を断ち切り、人工林の手入れすらままならないという今日の状況を生じさせたのである。

今日、求められていること、それは「人間と森林の多様な関係」の再構築である。そしてそれは、都市と農山村の多様な関係すなわち「人間と人間の多様な関係」の再構築を通じてもたらされなければならない。言い換えれば、農山村と都市間の人間と人間の多様な関係の上に立った多様な森林づくりといえるだろう。

ここにこそ森林・林業分野における市民参加の必要性が現れているのである。しかしながら、こうした農山村と都市あるいは人間と人間の関係性を再構築していく作業は「口を出す」あるいは「金を出す」は参加「のみ」をいくら繰り返してもできあがるものではあるまい。市民あるいは都市住民が現実の森林に触れ、農山村住民

との交流を伴う「手を出し、足を運ぶ参加」を通じた「体験学習」の中から生み出されてくるものではないだろうか。近年活発化しつつある森林ボランティアなどに代表される市民あるいは都市住民サイドの新しい動きは、こうした方向への一つの手がかりになるものと位置づけられるだろう。

4 地方分権的森林管理体制創出の必要性

前節において、原生林・雑木林といった広葉樹林の減少・植生遷移の進行に伴う森林の多様性の喪失について触れた。さらに、もう一つ指摘しておかなければならぬこととして、戦後の人工林造成が中央官庁からの中央主義的な指示に基づく「標準的な」人工造林方法が造林補助制度を通じて指導され続けた結果、人工林自体も全国一律、画一的なものへと変貌を遂げてしまつたことによる問題をあげておかなければならぬ。

樹木の生長は、縦に伸びる「伸長成長」と横に太る「肥大成長」に大別される。大まかには伸長成長は土壤の肥沃度に左右され、肥大成長は光の多寡に左右される。木材としての特質は、肥大成長の度合いによって左右される部分が大きい。すなわち光が多く当たればあたるほど肥大成長は早く大きくなるが、年輪幅が広くなり強度は弱く、軽い木ができるということになる。近世までに形成された人工林・林業地においては、こうした樹木の特性を活かした地域毎の

多様性が確保されていた。たとえば宮崎県の飫肥林業地では、船材のために軽い木をつくることが目的とされた。ここでの植栽本数は「一〇〇〇本」であり、日当たりがよいため下草の成長がよく、下草刈りは大変であるが、間伐はほとんど必要がなかった。これに対して奈良の吉野林業においては、良質な木材生産が目標とされたことから、植栽本数は数万本に及び、下草刈りは比較的軽く済む代わりに頻繁な間伐を行わなければ健全な森林の育成ができる施業体系となっていた。同じスギを中心とした林業地であっても、地域の木材利用との関係からこれほどの差があったのである。

第二次大戦後、戦時の空襲により焼け野原になつた我が国においては復興資材としての木材が大量に必要であった。しかもそれは、過度に高品質である必要など無かった。更には経済成長の中で都市への人口流入が始まり、都市における木材需要は鰐登りとなつていった。また戦時の乱伐により、森林は荒廃し、水害なども各地で相次いでいた。敗戦国としての当時の日本に「木材の輸入」などということが考えられるはずもなく、ほどほどの質の木材の大量供給と治山を両立しうる森林の造成が急務となつたのである。そこで考案出されたのが吉野スギほど高品質ではなく、飫肥スギほどに利用目的に限定されない「一般材」の生産であり、それこそが戦後林業の出発点であった。さらに、治山上の目的も加わり、早急に森林を造成することが至高の目的とされることとなつた。そうした点

から私有林への造林補助金制度が開始され、補助金支給のための条件が全国一律の「一般材生産目的の施業体系」だったのである。

造林補助を含む森林造成の制度は、中央官庁たる林野庁の指揮の下、中央集権的かつ効率的に進められた。その結果として、現在我が国の森林の四〇%を占める一、〇〇〇万haの人工林の基礎となつていった。こうした中央集権的な森林造成は、少なくとも当初の段階においては荒廃した森林を復興するために大いに役立ち、また木材需給の点からも間違った目標ではなかつただろう。しかしながら、経済復興のなかで木材が自由化されていったなかでも、人工林造成を惰性的に続けていた結果、各地で貴重な原生林を伐採してまで人工林化を行い、自然保護の観点から指弾を浴びることとなつた。

さらには中央主権的な指導に基づく、一般材生産を目的とした施業が造林補助制度を通じて指導され続けた結果、かつては同一樹種といえども、多様性を誇った人工林が全国一律、画一的なものへと変貌を遂げてしまったのである。天然林と人工林のバランスが崩れたことのみならず、地域毎の木材利用と結びついた人工林の多様性を失わせた中央集権的かつ画一的な人工林造成もまた森林と人間の結びつきを大きく変容させた「近代化」政策として指摘されねばなるまい。

こうした点から、これから森林管理のあり方としては地域の自然的・社会的条件に合わせた地方分権的な管理ということが重要とならざ

るを得まい。分権的な管理体制の創出とはすなわち、住民参加に基づくものに他ならない。こうした点からも、地域内における都市サイドの動きとしての森林ボランティアなどに代表される市民参加活動のみならず、地域おこし的活動として多様に展開されつつある地元住民と森林との関係を取り戻そうとする動きを注意深く見つめ、支援していく必要があるのでないだろうか。

5 ローカルでオリジナルな林業へ

長引く材価の低迷や山村の過疎化などから、日本における林業はすでに役割を終えたとの見解を耳にすることが多い。しかし、熱帯林・北方林を中心とした森林減少・劣化や木材需給の南北格差など、世界的な森林問題が依然としてなんら解決されていない中で、日本における林業を安易に放棄してしまうことは、到底許されないだろう。

むしろ今問われなければならないのは、戦後続けられてきた「標準」の森林施業体系であり、これを行つていれば木材生産と環境保全は両立されるとした「予定調和論」なのである。これから日本の林業の進路を描き直すには、まず「標準」の森林施業体系を批判的に検証し、全国一律・中央集権的な発想から離れなければならぬ。そして、地域ごとの自然や文化、生活、社会・経済事情などに基づいたローカルでオリジナルな林業を再構築していく道を見つけだし

森林をめぐる新しい考え方のいろいろ

北尾邦伸

(島根大学生物資源科学部)

はじめに

昨年新しい森林・林業基本法が制定され、林

野庁は、「これまでの木材生産を主体とした政策」から森林の有する多面的機能の発揮を推進する政策に大きく転換した、と盛んに広報しています。しかし、後者の政策は森林法のもとで従来からなされてきたことです。あえて言えば、民有林行政も多面的機能を機能区分して三つのゾーンに分けて行うという管理技術的対応が新しいのでしようが、これは今後検討が進むなかで、それこそ多様にどんどん変わっていくものと考えます。森林の有する「多面体」的機能を調和を計って発揮させる道はあるはずです。

ところで、中央官庁の各役所の持ち分領域を定める新基本法の射程とは関係ないところで、近年、森林をめぐる新しい考え方、活かし方が次々と生まれています。本日は、私がかかわっている身近な例で、簡単にそのいくつかを紹介させていただきします。「それぞれについての

拙稿ないし大学講義レジュメを当日配布】

1 環境倫理

大学教育もJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を目指す教育プログラムや倫理憲章の制定が求められています。四月末に日本学術会議森林工学研連のワークショップで、「森林・林業と環境倫理」と題した話をしました。昨年出版された『森林・林業百科事典』（丸善）で私が「環境倫理」の項目を執筆しているために招かれたのでしよう。

島根県立大学の「自然保護思想」という講義を担当していることもあります。この辺のところを少々勉強していますが、森林は、人間と自然の関係のあり方を考える格好の舞台です。自然の「保全」か「保存」かをめぐる対立の歴史。自然保護から環境主義へ、そして、「人類」の義務としての自然保護へ、との思想史的展開。「保全」（配慮をした賢明な利用）派の雄はアメリカ森林局初代長官のピンショーですし、一方

の環境倫理学の源流に位置するアルド・レオポルド（「土地倫理」の考えの提起者）も二四年間にわたって森林官を勤めた人です。

現在、機能的・道具的配慮だけでなく、「環境（森林）への本来的配慮を人々が要求はじめていることも確かです。従来の行政システム（機能本位の目的合理性のシステムである行政機構）では受け止めにくい問題でしようが、環境省行政はそれを「環境コミュニケーション」として追求しはじめているように見受けられます。

自然に対する人間のこれまでの「主体性」は、自然を改変し、人工系に変えていく局面で発揮されるものとして理解されました。しかし、自然の循環（森のメカニズム、そして地球システム）に人間の営みを合流・順応させていくことにおいて「主体性」が意味を持つ、といった新しい考え方が浮上してきました。これらのことを正義論や環境倫理学の次元で捉えることも大切でしようが、自らの利害や「所有」といっ

たものを超えた次元の「存在の豊かさ」を、人々が自然と求めている現象にもっと注目したいものです。

2 里山

前述の『森林・林業百科事典』に「里山」という用語の項がはじめて登場しました。旧版のものでこれに近いものは「農用林」でしたが、集落に近い林野の「野」や「山」としての農用利用がこの間すっかり衰退し、「言葉としても死語に近いものとなっていました。これに変わって市民が里山を「発見」したわけで、各地で里山運動が起きています。里山という言葉は、「里の山」の意味で使われる場合と、「里と山」のニュアンスで用いられる場合とがあります。

かつての生業のもとにあった里山は、自然の自己回復の時を待つ（「間」）という独特な時間（自然のリズム）が流れている空間でした。春になればまた同じような構成と状態でみんな（各種生物、そして人間の気持ちや農作業）が出そろうといった循環が保有されてきた場所であります。内山節さんが上手に描かれている「里の在処」の世界です。

里山の自然は、人間の干渉を受け続けて攪乱が繰り返されてきた半自然といえるのですが、野生の昆虫や植物（特に草原性のもの）がその攪乱を待ち受けています。草は刈られることによって生命力を増し、傷つけられた樹木からの樹液は昆虫の個体数を確実に増やしてきました。また、お百姓さんの田んぼづくり（農業）が、

赤とんぼやホタルの環境をも再生産していったのです。天然生の力が生かされつつ「野生と人為」が織りなされて関係しあう風土の自然、これが里山の「場所としての環境」でした。

里と山のランドスケープ（景観）としての里山は、里山林野、田畠、畦、ため池、水路・小川、集落を含んだワンセットの空間です。この間の土地改良事業などの公共事業は、これらを分断し続けてきました。田畠との境界線一〇〇m程度を緊急の里山ゾーン林としてゾーニングし、多様な里山の生物を保全し、農と林のつながりを復活させことをめざして自治体と市民・住民が協働する、そういうことを推進する施策が求められています。

私は目下、島根県三隅町の室谷地区の里山にかんでいます。北東アジア地域学術交流財団による助成で日韓共同の研究プロジェクトを立ち上げているのですが、棚田のある「地域遺産」を活かす道を探っています。最近の拙稿をもつてきましたので、後ほどご笑覧いただければうれしいです。「張玉鈞・北尾邦伸：「里山」の発見とその展開方向、「林業経済」誌、二〇〇一年八月号】

3 循環型社会

一昨年に循環型社会形成推進基本法が成立して以来、世間でもよく「循環」がいわれるようになりました。ものごとを一度循環させてみて全体的にとらえることは、とても大切なことです。また、自然環境のことなど意に介せずに直

線的な「成長の経済」をめざした時代とは別な地平にいることに自覚的で、よいことです。しかし、この「循環」は、ゴミ問題から発した社会経済システム内の循環（人工リサイクル）を念頭においたものです。

確かに自然環境から資源として取り出した鉄やアルミニウムを再生利用することは賛成できますし、自動車等でリサイクルを前提とした設計が進展することにも期待します。しかし、推進されようとしているのは、消費文明の延長線上での回転を促すものでしかないのではないか、実現するのはペットボトル型リサイクル社会ではなかろうか、といった疑念が拭い切れません。

私が関心を向けているのは、「森のゼロエミッション」型循環系社会です。考えてみれば、森には灌漑施設もなければ肥料や農薬が施されることもありません。それでいて森林は永続的に日々の物質生産を続けており、一方、森が動物の死体などの「廃棄物」であふれることはあります。農業分野で無農薬有機農業や不耕起自然農法の取り組みが進行していますが、これらは農業への森のメカニズムの組み込み直し（森林農業）とでもネーミングしたいのです）と見ることができます。文明は森から遠ざかることによって成立したかに見えますが、そうはいきません。

兵庫県は「森のゼロエミッション基本構想」を一九九九年に発表していますが、私もこの構想策定委員として参加しました。そして、スウェーデンの「ナチュラル・ステップ」運動の循環型

社会の考え方構想の骨格に据えるように強く働きかけました。先の人工リサイクルの循環では、地下資源依存のエネルギー利用が想定されますから、分子ゴミとしての炭酸ガスが大気中に放出される一方です。しかし、バイオマスも燃焼の際に炭酸ガスを出すとしても、森はそれを吸収して成長しますから、持続的・循環的観点から見ると大気中への炭素の排出はゼロ（ゼロエミッションないしはカーボンニュートラル）と考えることができます。炭素税を創出している先進国では、このような理解が国民的になされていて、バイオマスエネルギーの使用について炭素税を課税していません。

私がバイオマスのエネルギー利用に関心を持つに至ったのは、里山研究会（代表は田端英雄氏）に参加し、研究会のメンバーとともに歩んだ結果です。先ほど述べました生物多様性に満ちた里山の自然を守るには、ボランティアによる里山作業だけに頼っていては無理で（それはそれで大変意義あることですが）、里山林を継続的に伐採し続ける産業的営み（雑木林林業）の復活が不可避との見解にほどなく研究会は達しました。しかし、バイオマス地域エネルギーセンターの創設などへの取り組みに勢いがついたのは、一九九七年の地球温暖化防止京都会議に向けてスウェーデンの自治体のバイオマス発電責任者を招き、シンポやワークショップを里山研究会として開催したことが契機となっています。

地域資源としてのバイオマスを多段階（カス

ケード）利用し、「地域自立」の経済を可能な限り追求して地域循環させ、その過程で出る排出物もエネルギーとして利用していくことが賢明です。NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の支援を受けた島根県大東町での「地域新エネルギー・ビジョン」づくりに策定委員長としてかかわり、この二月に「グリーンエネルギー・タウンの創造－ゼロエミッション社会の実現を目指して－」と題する報告書を公表しました。

ある日の委員会は、風力発電や太陽光発電も魅力的だが外から装置を持ってきて置くだけ、それに比べてバイオマス発電は地域の雇用を高めるといった内容の議論で盛り上がりました。自然エネルギーを利用した地域づくりのためのインフラ整備に農山村の公共事業費の多くを振り替えるべきであると私は考えていましたが、これら分散型エネルギー利用を推進する制度インフラが日本ではありませんにも遅れています。日本のエネルギー政策が原子力推進政策に偏重しているためだと言えるでしょう。

また、考えてみると、自然の循環と共存しあ生するのが林業（森林業）であり、人間の社会経済システムの循環のなかに「共生」を持ち込むのが農林漁業だと言えなくありません。もっと意識して共生を持ち込んでいる例として山形県の米沢郷牧場（年商三〇億円の事業規模）をあげることができます。この農業の核心部分には生物活性水（BMW：バクテリア・ミネラル・ウォーター）による微生物処理が坐っています。化学肥料や農薬・抗生物質が一切使用されません。糞尿をはじめとした各生産部門からの排出物が飼料や肥料となつて再資源化されています。地域の農家とも提携し、都

機能であるはずです。

ところで、私は二年に一度開催される自治労の自治研全国集会の常任助言者を一四年前から務めています。これまでその食糧・農林漁業部会は、「環境保全型農林漁業の推進」をメインテーマにして集ってきたのですが、二〇〇〇年に山形市で開催された全国集会から「循環型社会を切り開く農林漁業の構築」と看板を書き改めました。農林漁業は、自然の循環と人間の側の社会経済システム内での循環との接点に位置する産業です。自然とのやりとりとしての「生業性」を保持した公益的な産業とでもいえます。循環を受け止めるのがダムだとすれば、森は太陽エネルギーや水や炭素を受け止める「みどりのダム」ということができます。林業も農業もこの基盤のうえに成り立っているというものです。

市部とは産直による農と食のあり方が追求されています。

新たに導入される森林の三つの機能別ゾーニングの名称の一つが「資源循環利用林」ですが、他のゾーンからも木材は産出されてきて社会経済システムの中で利用されていくはずですから（水土保全林は標準伐期プラス一〇年以上のロードーション）、ネーミングとして腑に落ちません。また、「循環」と「共生」をそのような名前を使ってゾーン分けすることも納得できました。

「なお、その後次のような小論を発表しました。北尾邦伸：農山村部の地域再生－地域資源の循環的利用と雇用創出し、「月刊自治研」誌、二〇〇二年九月号」

4 コモンズ論

七人でチームを組んで、「森林コモンズの共同体論的・市民社会論的研究」をテーマに今年から文部科学省科研費での研究プロジェクトをはじめています。林野をはじめとする多くの自然资源は、かつては共同体社会共有の財産として管理されてきました。これが分解して近代社会へのテイク・オフ（離陸）がはじまるのですが、「コモンズの悲劇」といわれるコモンズ問題がこの過程で発生します。地域生態系から離れる（ないしは人工系のものに改変する）のがテイク・オフの一つの形態なのでしょうが、この過程を担つたのがブルジョワジーとしての市民であり、それは新たな生産力と私的所有権を

獲得していく活動でもありました。

だが、今日、科学技術はいまや地球システムに行く手を阻まれ、地球環境問題に直面して、

「北尾邦伸：地域のなりわいとエコツーリズム、NPO樹恩ネットワークが、森林ボランティア活動に従事している人たちを対象に知識の共有をめざした「試験」を年に一度実施したいとのことで、そのための教科書づくりを手伝わされました。近々出版されるはずですが『東アジア環境一〇〇科』（森林（もり）と私たちのこころから』、私は「まちとむらをむすぶ」の章を担当しています。

「科学」誌、二〇〇二年七月号】

獲得していく活動でもありました。でも、もう一つ、原稿段階のものを持つてきました。NPO樹恩ネットワークが、森林ボランティア活動に従事している人たちを対象に知識の共有をめざした「試験」を年に一度実施したいとのことで、そのための教科書づくりを手伝わされました。近々出版されるはずですが『東アジア環境一〇〇科』（森林（もり）と私たちのこころから』、私は「まちとむらをむすぶ」の章を担当しています。

なんだから駆け足の、自分勝手なお話しを申し上げました。しかし、森林への思いや新しい考え方いろいろと重なり、多様に活力を持って現れてきているのが現代である、このように見て間違いないのではないかと思うか。

中で農業・林業の復興を構想してみたく思っています。「北尾邦伸：ローカル・コモンズと公共性、宇野重昭・増田祐司編『三世紀北東アジアの地域発展』所収、日本評論社、二〇〇二年』今年は国際エコツーリズム年だということでは岩波の『科学』という雑誌で特集が組まれ、原稿を依頼されました。書き上げたばかりのものを持ってきました。農山村部への旅行が都会での疲れの単なるリフレッシュに終わるのではなく、都市部へコモンズの「地」域性を持ち込み、着陸体勢をとってエコロジカルな社会に向かわせる、そのような旅行形態が「エコツーリズム」

「森林ボランティアに思う」

熊崎一也
(信州森林サポーターの会代表幹事)

森林ボランティア：最近ではすっかりこの言葉が定着してきた感がある。

私は林業に関わるようになってまだわずか一二年余りであり、駆け出しには違ないのであるが、しかし現在に至るまでプロの林業者として造林保育から素材生産まで一連の林業作業に従事してきた。

当初、私は自分が住んでいる長野県小県郡内の森林組合に技能職員として奉職していたのであるが、森林組合における森林施業への取り組み方の是非や行政機関との絡みの実態、また新規就労者が技能職員の大勢を占めるようになって、その労働環境が改善されつつあるとされる中にあっても実際には旧来からの枠組みから脱しきれないままに、外部に伝えられるほどには技能職員の労働環境改善に關し、よい意味での変化があるわけでは決してないことなど、現実にそうした組織内にいなければ経験のできない種々の問題点に少なからぬ疑問を感じるに至り、自分なりに林業という一産業を机上から或いは

現場から問い合わせて活動を始めるようになつた。

そのような中で出会つたのが森林ボランティアであった。

確かに当初は私も森林ボランティアというもののに対し、単なる山好きネイチャー系人種のお遊び程度に考えていたし、こと施業という面から考えた場合、果たして彼らなどに何ができるのかといった認識を持っていたことも確かである。

林ボランティアであった。
そこには実に様々な背景の人があり、子供からかなりお年を召された方まで男女を問わず、森林との関わりの程度も多種多様で、それまでの林業の現場を通してしか森を見てこなかつた私にとってはきわめて新鮮な出会いであったことを明瞭に覚えている。

それは確かに遊びには違ひなかつた。

しかし、それは明確な目的意志を持つた遊びであり、それらの目的は一様に現在の林業の問題の本質を見抜き、その問題解決に一つの回答を与えるものであったことに驚き、それにひきかえプロの林業従事者や林家、行政関係者は今までいったい何をやつてきたのだろうかといふ、いわば自責の念にかられたこともまた明瞭に覚えている。

しかしそんな私がひょんなことから森林インストラクターの資格試験にチャレンジすることとなり、その試験を目指す多くの仲間と交流を持つようになる中で出会つたのがまさにこの森

その関わり方はまさに試行錯誤の連續であつ

た。

林業に強く寄ったかと思えば森林ネイチャーリーの活動に寄ったりといったこともあったし、複数の森林系のNPO法人の設立にも関わったことがあった。

活動に関し意見の対立を見たこともあったし、実際に自分がその渦中に埋まつたこともあった。

そうした意味では確かに森林ボランティアといふものはまだ誕生間もないジャンルであり、一般的な社会認知度も低かったことも相まってそれこそ海のものとも山のものともつかないような状態だったのではないか。

様々な動機や様々な背景を持つて集い合う人々、しかも明確かつ強い目的意識を持つている人々をまとめあげながら一つの方向性を持った活動に向かっていくことの難しさを嫌というほど思い知らされたのもまた事実である。

私が経験してきた森林ボランティアに関する紆余曲折は現実に多くの人々がそれぞれの立場で同じように経験なさっておられるに違いないが、冒頭でも述べたように今や森林ボランティアは大きく認知されるようになってきた。

多くの場合、それは単なる遊びの同好の士の集まりといったものから次第にその活動内容が広く評価され、好むと好まざるとに関わらず社会的な要請に応えうるものとなりつある。

それは世間の関心が急速に森林や林業の現実の問題（健康志向の問題も含まれる）に向きだしたこと、地球的規模での環境問題が多くの場合、森林及び林業の問題に直結していること、

また、余暇の過ごし方の多様化や溢れかえるりストラの嵐の中、中高年の方々が人生の目的を森林や林業に見出そうとする傾向が強くなつてきしたこと、またこれは特に長野県に限つてのことかも知れないが、実際に勇ましい知事の登場によって林務行政に大きな変化が現れたことなどが関連している。

もちろん、ボランティア活動が一業種として自立しうる一つのきつかけとしてのNPO法の施行も決して無関係ではないだろうし、企業の環境保全系の活動への関わりや、こうした活動への積極的な支援の増加も背景にある。

コラボレーション（協働）という言葉が最近よく使われるようになってきた。

先に群馬県前橋市で開催された第八回森林と市民を結ぶ全国の集い（ぐんま二〇〇二）でもこの言葉が盛んに強調された。

ただ、まだコラボレーションの先にあるもの、見据えなければならないものがいささか曖昧な点が気懸かりであり、今後、各森林ボランティア団体や森林ボランティアに深く関与する人々はこの点を意識して、明確な活動目標を打ち立てた上で意思統一を図っていくべきかも知れない。

私は現在、信州樵工房という請負作業を中心とした個人事業体を営むたわら、信州森林ボランティアの会という森林ボランティア団体を主宰している。

動の広報はもっぱらインターネットやメールを主体としており、運営スタッフも町内の限られた有志のみで構成されている。全くの自由参加システムのため、登録メンバー



定例のボランティア活動で参加者にチエンソーの目立てを説明する熊崎さん（左から二人目）

こそ約五〇名にもものぼるが現実の活動に積極的に参加しているのは一〇名程度のものである。

しかし、私にとってはそれで充分であり、会の活動目標は確実に達成されできている。

というのも会のそもそもの活動理念が、いわゆる固定的な活動フィールドでの森林整備活動だけではなく、むしろ各種の団体とのネットワーク活動や情報のやりとりの方に重点が置かれているからである。

本格的な活動を開始してからやっと一年ほど経過したばかりの会であるものの、それまでの経験と蓄積を最大限に活かし、単に森林や林業関係のみならず社会福祉系の団体に至るまで、とにかく真摯な活動を続ける団体同士の横のネットワーク作りに焦点を当てて活動を続けてきた結果、何とか一定の成果が得られるところまで来ることができた。

長野県東部町で長く地道な活動を続けてこられた森勝さん（国民森林会議会員）が主宰される会の催しに各地域でそれぞれの立場で活動をされておられる多くの方々を伴って参加し交流を深めしたこと、政策提言団体である長野の林政を考える会の一員として国民森林会議二〇周年記念シンポジウムの開催に協力できること、地域の知的及び身体障害者支援組織やそれに協力する市民団体の方々との交流を通じて障害者の森林体験プログラムを試行できたこと、長野県をリードし得る複数の実績ある森林ボランティア団体や若手林業者の企業組合と合同で、第二回「ボランティアでつなぐ森林の回廊

間伐

が森林を救うNagano meets Fukui」と銘打った林業イベントを全国からの参加者を得て開催できしたことなどもその成果の一端ではなかろうかと考えている。

もちろん地域内の一般的な森林ボランティア活動もそれなりの結果を伴つてきてのこととは言うまでもない。

やはり何といってもこの手の活動は基本的に地域に根ざし、地域に軸足を置いたものでなければ地域の信頼と理解を得られるものでは到底なく、私の考える森林ボランティアの本質であるところの森林・林業の再活性化のための裾野の拡大という本来の役割は果たし得ないと考え

こうした点では、地元の森林組合に在職した経験が大きくプラスに作用しているという面は無視できないものの、何をするにおいても地域住民や地元行政の理解と協力が比較的容易に得られていることは本当に有り難いことであると思っている。

実際に林地そのものの提供やそれに関する情報の提供を受けたりすることが多く、ボランティアというものを飛び越えて個人所有林の整備依頼などが来たりしており、それは巡り巡つて私の生業である請負林業の方にも良い影響をもたらしてきている。

他県でもきっとそのようになつてきているに違いないが、ここ長野県においては知事のリードのもと、NPOを始めとするこれまでにない

しい形が頭角を現そうとしてきている。

所有者サイドに立った森林整備のための新しい補助制度などもそうした新たな担い手集団の

参加を視野に入れている現状である。

ただ、それを正しく機能させるには行政の側としてもNPOや一般の森林ボランティア団体に対する正確な理解がまだ不足していると言わざるを得ないこと、またNPOや一般の森林ボランティア団体の側としても森林・林業というものを業として見るに際しての認識の甘さなどが散見され、まだまだこれを一つの形となすには障害となりかねない微妙な温度差があるよう思われる。

今後、私或いは信州森林サポーターの会の活動指針の一つに、確かな経験と技術を擁する新しい担い手団体や本質を見失わない活動を続ける森林ボランティア系の市民団体が林業界にあって正しいポジションを得られるように導く道筋を示すことを加え、実際にもそれを実現していくことができたらと強く願っている。

そして、まだあまり新しい形が見えてこない私の活動拠点である東信地域において、林業の活性化を具体化するためにも地産地消に基づいた森林資源循環の実現を目指した森林・林業・木材・建築・消費者など関係する全ての分野の方々が参集する大きなネットワーク作りに関与することができたらとも期待している。

（信州樵工房代表 http://www.kkuma.co.jp/ e-mail:mail@kkuma.com）

森林文化の継承と地域おこし

佐藤 喜男

(森林インストラクター)

はじめに

私が村の活性化と継続的に森林経営をするにはどのようにしたら良いか、お手伝いをしていきたい事を少し書いてみたいと思います。

長野県中部に、乗鞍岳に近く山本茂美さんの著書「ああ野麦峠」で有名になった南安曇郡奈川村があります。一頃は二、四〇〇人近くいた人口も、現在は一、一〇〇人ほどでここも高齢化が進み典型的な過疎の村といえます。

しかし東京電力の奈川渡ダムが出来る前までは、炭の生産や薪などの薪炭林、木材生産を中心とした林業、養蚕などが盛んで特に畜産においては最盛期に約六〇〇頭あまりの牛を飼育していました。また炭の生産としては当時一〇〇釜近く保有しており、松本地方はじめ各方面に最盛期には一度に一、〇〇〇俵近くの取引きがあり、村の現金収入の大半を占めていました。

また奈川村は江戸時代から尾張藩の指定を受けた「尾州岡船」と称し、黒和牛を使役した運

送業も発達しており、最近まで里山を採草地や林間放牧地として利用し、薪炭林と共に村人達が共同で山を管理していました。しかし燃料革命や交通手段の発達と共に薪炭林としての使命が見捨てられ、和牛に依る輸送業や、畜産、養蚕も時代の流れとともに衰退してきました。

それに追い討ちをかけるように木材の市場価格の低迷、伐採・搬出・加工コストの高騰化等から、経済的な林業としての価値が失われ、ご多分に漏れず木材生産にかける意欲が衰退を続けました。

ちょうど時期を同じくして東京電力の奈川渡ダムの建設がはじまり、建設労働者として若者はじめ女性まで働きに出るようになり、またダムにより水没する部落も多くあり、この人達は近隣市町村に移住しなければ成りませんでした。気が付いたときは県内でも有数な高齢者の過疎の村になっていました。

しかし有識者達は黙って指を咥えていた訳ではなくたのです。スキー場の整備、野麦峠の講座」が開講されることを知り、私にも何らか

現状の把握

この様な森林の状態を何とか活性化させるために、村では当時の炭釜跡や、採草地、林間牧草地、薪炭林などを調査して、今後どのように森林管理と継続的な森林経営という面から取り組めばよいか様々な活動が推進されています。

このような時期に奈川村教育委員会の奥原仁作次長をチーフとする「奈川の自然案内人養成講座」が開講されることを知り、私にも何らか

のお手伝いが出来ないものかと早速に応募しました。奈川村の美しい自然と森林文化をどのように残し、森林整備や村おこし、村の歴史なども旅行者にどのように案内したらよいかなどの目的のために募集した所、村内の若者をはじめ近隣から総勢一五名の応募があり、まず奈川村の主要街道としての当時の野麦街道の歴史を勉強し、また現状を把握するために昔の人達が築いてきた薪炭林としての機能や、採草地、林間牧草地などを今後どのように継続的に森林經營が出来るか、活力ある村づくりをするにはどうしたらよいかなど、月一回の勉強会をしております。

奈川村の森林の現状

概ね林野面積一一、〇〇〇haの内、民有林六、〇〇〇ha、国有林が五、〇〇〇haで、国有林が民有林上部を鉢巻のようによく占有しています。森林面積のほぼ五〇%が人工林で、人工林のほぼ九〇%が五八齡級のカラマツ林となっています。

また民有林六、〇〇〇haの内、県行造林地九〇ha（一・五%）、村有林二、七〇〇ha（四五%）、区有林一、八〇〇ha（三〇%）、公社造林地一〇〇ha（一・七%）、個人有林一、三〇〇ha（二一・六%）と言うような所有形態となつておなり、この個人有林の内登記上の所有権がある部分は約三〇〇haと成っています。

特殊な所有形態として村有林の貸付林制度があります。これは村有林（純村）、立ち回り山

（分収）、採草地、また薪や芝を採るための里山として林野個数に応じて各地區に貸し付けています。これはあくまでも慣例と協定書で契約し地上権設定はありません。

区分林を分割個人管理（個人有林）とした背景には、当時の拡大造林の推奨としての有利な補助事業導入や、区としての管理の分散（主として労務）を狙ったものです。

林種転換がなされてきたわけ

このような所有形態の森林がなぜ全森林面積の四〇%以上もカラマツ林になってしまったのか、これにはやはり国策としての拡大造林の推進、気象条件・地理的条件・生産性などからカラマツを適木として林種転換を図ってきたものと思えます。

しかし国の経済発展や産業構造の転換により奈川村からも都市部への人口の流出、奈川渡ダム建設に伴う林業従事者の減少、化石燃料の普及により薪炭林としての使命、化学肥料の普及による里山としての役目の変化などにより、過疎化とも相まって良好な森林管理が困難な状況となつてきています。

林業活性化への取り組み

薪炭林として利用してきた山には、ブナの木が殆ど有りません。ブナは伐採するとその切り株から萌芽せず、実生として成立しても萌芽が盛んなナラ、シラカンバ等優勢木に被圧され十

分な成長がないまま炭材や薪材として一斉に伐られてしましました。

そこで奈川村では豊かな森を象徴するブナを、親子三代で夢を買いませんか。「二二世紀の森づくり」に向け、契約期間が一〇〇年で永久に伐採しないブナ林のオーナー制度「野麦峠ブナの森俱楽部」を平成八年度より始めており、カラマツの人工林から、かつての広葉樹林へ、年三回の育林ツアードオーナーの皆さんと一緒になってブナを中心とした広葉樹の森の再生に取り組んでいます。森林が持つ公益機能が重要視されている今日、全国的にも注目され、現在会員も五〇数家族を数えるようになり、活発に活動しております。

また四季を通して森林に入り、さまざまな自然を体験・体感できるエリアとして「奈川自然觀察の森」が治山工事・散策道・非難小屋の設置などを長野県によって自然環境保全林整備事業で整備され、県外の有志で組織する「奈川の森を愛する会」が広葉樹を植えるなど活発に活動をしています。

また、しいたけの原木栽培をオーナー制として都市と奈川村との交流を図り、原木の切り出しから、ホダ木作り、菌の駒打ち、収穫などオーナーが地域の人達と一緒に作業をして、里山の整備も兼ねた森林づくりを推進中です。

奈川村の炭焼きの歴史

奈川村の炭焼きは幕末文久のころには既に重要な産業として確立していました。それは一度

に一、〇〇〇俵もの取引がされていた証文が残っていることからも明らかで、規格は松本領に習い八貫三〇〇目入り（八貫俵）としていました。ただし、松本領が米俵を使っていたのに対し奈川村では萱俵でした。行政権は木曾に属していたものの、このころから経済圏は松本平が中心で、松本藩炭役所の許しを得て「橋場番所」で奈川炭であることの検査を受け苦労して運んだ文書が残っています。（木札に焼印 同じ判鑑を番所に備え突合せをした）

奈川村の炭は他地区のものと梱包が違い、萱（ススキ）で編んだ炭俵が用いられていました。

理由は米があまり取れず藁が無いので萱は重宝され、秋刈り込んだ萱を夜なべで女性たちが炭俵に編み、父親や年長の子供たちは杵で藁をたたき繩（すべ繩）をなつたものです。

江戸の頃には広葉樹は区別なく炭に焼き出荷しましたが、明治になりナラ（ミズナラ）とそ他の広葉樹（雑木）に区別しました。

炭焼きのフィールドは村有林が主で、貸付林（採草地）は自家用の薪や、採草のためのエリアでした。

大正後期以降の炭焼き仕事は、炭山の入札→炭窯の構築→原木の伐採・山落とし→釜入れ→火入れ→窯だし→選別→俵詰め→山出し→問屋の順序で、炭山の善し悪しはナラの木が多くあるか、また「出し」はどうかで決まりました。また炭山は天然更新（萌芽）一二五〇年くらいで輪伐していました。

良い炭を焼くには窯の構築が重要であり、材

料の確保（適当な石・品質の良い粘土「ネバ」という）、水場に近く適当な石や粘土が無い所では下の方から背負い上げたもので、昔の人達の苦勞が偲ばれます。

奈川村の炭はほとんどが白炭で、戦後品質向上のための品評会が盛んに行われ炭焼きの名人を沢山輩出したそうです。

昭和八年頃より一六年にかけて毎年四万から五万俵の炭が焼かれ、昭和九年には五六八、六〇〇俵が出荷されました。炭焼きがどれだけ当時の現金収入の多くを占めていたかが伺われます。

森林文化の継承と炭窯

このように当時の炭焼きの状況がわかるに従い、現在は一つも無い炭窯を是非造り後世に残し森林文化を継承したいと思い、奈川村教育委員会の奥原仁作次長と仲間で場所の選定と窯の大きさなどを設計中です。これは今炭窯を造り、炭焼きの経験があるお年寄りがお元気のあいだに、炭焼きの技術を受け継いでおかなければ、奈川村の炭焼き技術は途絶えてしまうからです。

またこれは森林整備や森林環境教育の面からも重要なことで、子供たちと一緒に遊びながら総合学習の一環として是非実現したいと張り切っています。

地域材の利用普及活動及び今後の動向

が、最近カラマツの間伐材を利用した「ごみステーション」の建設、「ながわ楽農俱楽部」（遊休農地の有効利用と都市と農村の交流を目的に作られた滞在型農園施設）のログハウスの建築など地域材の有効利用が図られています。

また間伐材の有効利用を進めるため、脱脂乾燥機の導入が予定され、バイオマスエネルギー・ペレットストーブの普及など地球温暖化防止のために村として何が出来るか検討中です。

おわりに

以上のように色々なお付き合いをさせて頂きながら、奈川村の豊かな自然と森林文化を多くの人々との交流の中から、継続的な森林経営や雇用の拡大と定住化の促進に少しでもお手伝いでき、村民だけでなく村外からも奈川村に住みたいと思えるような活力ある魅力的な村に成れたら私の喜びとする所です。

また二〇〇二年一月から長野県林政協議会評議員として活動させて頂く事に成りましたので、奈川村共々長野県全体的な森林・林業の活性化に少しでもお手伝い出来たらと思ってます。

資料を奈川村教育委員会次長 奥原仁作氏のお力を借りました。ここに厚く御礼申し上げます。

平成一四年一一月

カラマツ林の手入れの一環として今すぐにも実施しなければならない間伐ですが、今まで経費などの面から切り捨て間伐としていました

森林インストラクター 佐藤喜男

石井寛編著「復元の森——前田一步園の姿と歩み」を読んで

半田良一

(国民森林会議会長)

会員の前田三郎さんが理事長を勤められる財団法人前田一步園財団が、創立二十周年記念として、表記の素晴らしい本を出版されました。なお、編著者の石井さんは北大教授です。

一步園が經營する森林は、阿寒湖の北—西—南を取り巻く地域と阿寒川西側一帯とに亘り、面積三五九七haです。全域が国立公園の一部で（但し八割は第二種特別地域）、また保安林です。森林の姿は、造林地は8%だけで殆どが天然林、林相別には針葉樹林一八%・針広混交林三一%・広葉樹林四〇%です。蓄積はha当たり平均二六〇^{m³}で、樹種別には、トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツが主体の針葉樹と、広葉樹とがほぼ半々です。なお広葉樹林内には貴重なミズナラなどの大径木が所々に残存し、周辺一帯の原始的な風致景観を高めています。

本は全体で三百頁の分量です。その第一部八〇頁は、四季の森の姿を主体にした見事な写真集です。専門家の手に成るだけに目を見張る出来栄えで、うつとりするような写真が満載されています。第二部の一四〇頁では、育林学的に見た森の現状（一章）、一步園と阿寒の森との

関わりの歴史（二章）、前田さん達が石井さんを相手に語られる山づくりの考え方（三章）が記述され、さらに歴史を物語るモノクロ写真（四章）が載っています。最後に第三部は、九二年に行つた森林現況調査の詳細な資料です。

たのは四百haだけで、その他は木材事業を中心）。当時の森林はエゾマツを主とする針葉樹林が七割を占め、目通直徑約二尺・樹高一六、七間の大木が鬱蒼と茂っていたようです。

さて一步園の事業の創始者は、薩摩出身で「興業意見」（一八八四）の編著者として名高い前田正名で、一步園の名は「万事に一步を大切に」という彼の座右の銘に由来します。正名は産業振興に全国を奔走する資金を調達するため、一九〇〇年に道東へ入り釧路周辺で製紙事業に着手しました。

その直前の一八九七年に、北海道国有未墾地処分法が施行され、この制度により企業家の土地取得が大変容易になりました。阿寒湖周辺では牧場造成の目的で十人の企業家がほぼ三百haづつ貸付を受けましたが、正名は漸次その権利を譲り受けました。さらに一九一〇年前後には正名は二年に世を去り、その跡は次男正次が継ぎました。しかし相続は、やっと三八年に完了しました。この時代の森林經營の姿を辿り、それらの土地の無償供与を受け、現在の經營地が成立しました。以来管理人を置いて開拓事業に取り組みました（但し、牧場として開墾され

る年の自然に対する一般的の関心が次第に高まり、

三四四年に一帯が国立公園に指定されました。

四二年に、森林法に基づく施業案が編成されました。当時の森林の状態を見ますと、蓄積割合は針葉樹四割・広葉樹六割、またha当たり蓄積は一一.四³となつておらず、針葉樹伐採の影響でかなり貧弱な姿になつていきました。

他方、正次は從来東京住まいでしたが、四三

年に強制疎開に逢つて阿寒湖畔の事務所に移住しました。そして戦後も東京へ戻らず、終生現地で森林の管理に力を注ぎました。この間、終戦直後は園の経済も窮屈しましたが、五〇年以降は、朝鮮戦争による木材景気や阿寒湖の観光の繁盛によって地元の経済が潤い、園も土地・温泉収入が増えて盛り返しました。もともと正次は事業家肌でなく、父の遺訓を重んじて阿寒の美しい森林や景観を残す、という方針で一貫しました。そのため、無計画な伐採を強く戒める一方、自然と調和した阿寒の町の発展に資するために、地元への資材供給を目指し五四年に湖畔に製材所を建設しました（八二年に閉鎖）。

正次は五七年に他界し、妻の光子が三代目の園主になります。光子も岳父と夫の遺志を継ぎ、生涯阿寒に留まつて森林と自然を守ることを使命しました。但し彼女の語録や知人の追憶によると、「自然保護」という人間中心的でハドな思想を斥け、むしろ「自然をそのままに」という柔軟な発想に親近感を抱いていました。また子がなかつたので、死後に森林が分割され公共財としての役割が損なわることを早くから懸念して、財團化を考えたようです。そし

て八三年、光子が生涯を閉じる直前に、財團法人前田一步園財団が正式に発足したのです。

この間の森林経営の推移については、五四年の洞爺丸台風被害以降、施業の目標となるだけ早く原始の森に戻すことに定めました。当時の年間伐採量は四一五千.四³で成長量の半分以下となり低い水準にあつたようです。その後六八年に、新たに森林施業計画が編成されます。この当時は森林生产力増大の社会的要請がピークに達した時代でした。園の森林も、資源内容がかなり回復した上に、蓄積が過剰と見られる部分もあつたことから、年伐量の計画は一万二千.四³弱と随分高く定められました。しかし実際に成長量の半分以下という内部基準を守つたので、実行量は五一千六千.四³に止められ、さらに、伐採はすべて択伐で行われました。また現在の造林地の樹種は主にアカエゾマツですが、この計画以後に造成されたものが殆どです。

森林施業計画はその後七四年と七九年に改定されますが、七四年以後は計画伐採量も年七千.四³弱に抑えられています。また八一年に再び台風による大被害を受けましたが、被害地の風倒木は原則として搬出せず、林床保護のために放置する方針をとつたことが注目されます。

さて財團法人の初代理事長は光子でしたが、その死去により親戚の前田三郎さんが二代目理事長に選出されました。三郎さんもそれまで林业には素人でしたが、財團の設立趣意書にある

「大自然の偉大な天恵に報い、この天恵を多くの人々に永遠に味わつていただく」という光子の言葉を体し、阿寒の森を原始の状態に復元することを目標に、この二十年間、森づくりに取り組みました。具体的には三百年前の姿、すなわち針葉樹七割・広葉樹三割に戻すことです。終戦時に比べると現在の蓄積は二倍半に増えましたが、針・広の蓄積が半々で目標には遠く及びません。けれども三郎さんの語り口には、北海道の森林復興の具体的な指標は一步園がつくらるのだと、いう自信が窺われます。

森の復元に向け充実した管理を行う上で一步園から学ぶべき点を、石井さんは次のように総括しておられます。第一に、創始者の正名以来の森づくりの指針を一貫し堅持していること。

財團法人はそれを将来に向かい具体化した姿といえます。第二に、森林以外に温泉権や土地代の収入があり、木材不況で年伐量を一千五百.四³に縮減した現在でも、何とかやりくりできていること。第三に、森林作業に従事する八名の職員は、地元に定着して森を見る眼を具えた「多能工」であり、責任体制も整っていること。

二代の園主は、いずれも道外出身者でしたが、阿寒に住んで後半生を自然・森林・地域と共に生き、終に森林・自然と一体化する境地に達しました。この本は、経営史としても優れた書物ですが、原生の森林の復元に身を投じた人たちの精神史という意味で読者に深い感動を与える。ご希望の方は書店を通じて発行元の北海道大学図書刊行会へお申し込み下さい。

日本独自の森林認証システムを

—「緑の循環」認証会議（Sustainable Green Ecosystem—略称SGE）
発足に向けて検討進む

「森林認証制度検討委員会」委員長・三澤毅

（㈳日本林業協会副会長）さんに聞く
(「現代林業」11月号に掲載より)



三澤 毅氏

森林認証制度は、熱帯雨林の消失、世界的な森林資源の減少・劣化、消費者の意識の高まり等を背景に、「持続可能な森林経営から生産された木材」ということを認証する制度として、

持続可能な経営がグローバルスタンダードに

一九九二年六月にブラジルで開催された「地球サミット」（国連環境開発会議・UNCED）以降、森林・林業分野では「持続可能な森林經營」という考え方が定着し、こうした流れを受けて、九四年六月のヨーロッパの温帯林を対象にヘルシンキプロセス（※1）、九五年二月のヨーロッパ以外の温帯林を対象にモントリオールプロセス（※2）が合意に至り、持続可能な森林經營のための基準・指標が作成された。

森林問題のグローバル化により、地域ごとに持続可能な経営を実現するためには、森林認証制度が紹介され、認証取得する企業・団体、さらに個人も現れるようになり、関心が急速に高まり始めた。

そうした状況のもと、昨年一〇月、㈳日本林業協会内に、「森林認証制度検討委員会」が設置され、日本独自の森林認証システム構築に向けて検討が進められた結果、今年八月、中間報告がプレスリリースされた。

国内においては、FSCとISOの一つを国際的な森林認証として捉え、欧米のような積極的な対応を打ち出さない時期が続き、日本は先進国の中では、独自の森林認証制度を持たない数少ない国の一つとなっている。

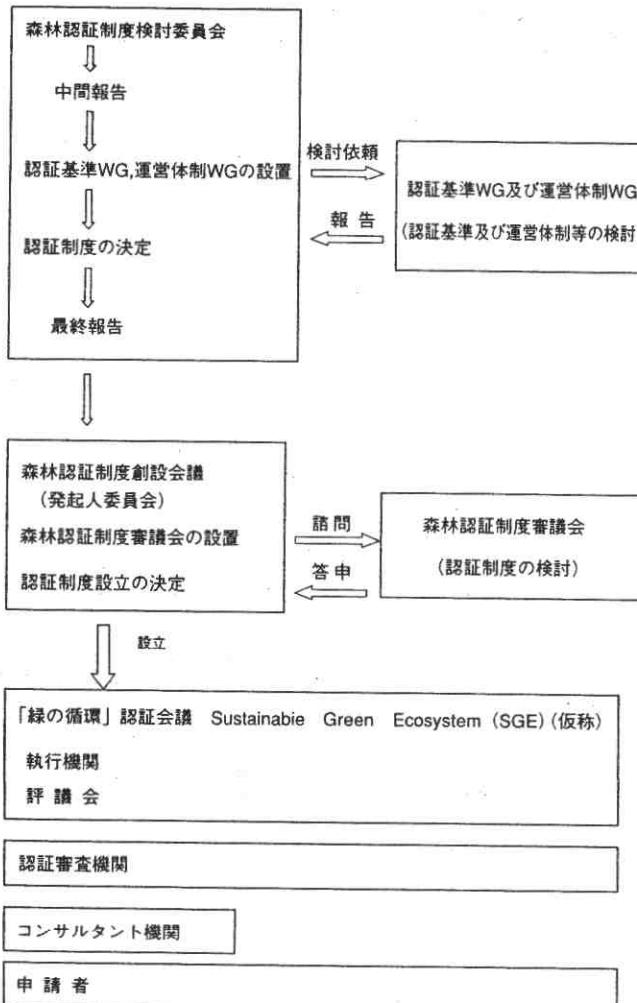
そうした状況の下、国内の事情にふさわしい日本独自の森林認証システムを構築すべきとの論議が高まり、昨年一〇月、㈳日本林業協会内に、「森林認証制度検討委員会」が設置され、各分野の有識者からなるワーキンググループによって運営体制や認証基準などの内容を詰める作業が行われてきた。

独自の認証制度が求められる背景

これまでの背景や、今後の展望などについて、検討委員会・三澤毅委員長（㈳日本林業協会副会长）に語っていただいた。

「私どもが昨年一〇月に、『森林認証制度検討委員会』を設置した背景には、様々なことがありますが、一つには、グローバルスタンダード

図1 森林認証制度の検討フロー



ド（世界標準）の必要性が高まっていることが挙げられると思います。とくに最近は、環境問題という観点から、企業や事業体・団体などが、どれほど環境に寄与しているかということが、厳しく問われています。ですから、環境問題の中心でもある森林問題についてもグローバルスタンダードが大きな意味を持つ時代になってきたと言えると思います。

また地球温暖化を防止するために、炭酸ガスの吸収源として森林の役割が改めて見直されています。京都議定書に定められている削減目標を達成するためにも、目標に沿った森林整備が

求められていますが、炭酸ガス吸収源としての森林を適正に評価し、国際的にも通用する認証基準と指標の設定により、森林管理のあり方を明らかにする必要があります。

国内の林業の認証制度について考えてみますと、FSCやISOが国際的な森林認証として位置づけられ、地域を代表する林家や森林組合、企業などによって取得されてきましたが、大多数を占める小規模森林所有者にとっては、コストの問題や、認証機関への対応に高い専門性が求められるなど、負担が大きいという側面がありました。

こうしたことを背景に、森林の所有構造、人材率、林業経営の実情等を考慮した日本独自の認証システムを構築する必要性が高まつたと言えます。

今後、諸外国から、ラベリングを伴った認証材が輸入されるようになることも考えられますね。「グリーン購入」の流れで、国内市場から国産材が締め出されるような事態も予測されたのではないでしょうか？

「世界の認証林で伐採された木材が、無秩序に流入し、国内市場から国産材を駆逐してしまう」という事態を招く前に、日本にとって有用な認証材と認め得るのか否かを判断できる『物差し』を作つておく必要があるわけです。認証取得していないが故に、国産材が不利益を被る事態は防がなければなりません。

また、違法伐採の問題もあります。各法令に違反して行われる違法伐採は、持続可能な森林経営を阻害するものです。貿易に際し、違法伐採を排除するには、国内に明確なスタンダードを持っていないと、外国と論じ合うことが困難になります。自らの評価を的確に行うこと、外國に対する発言・発信能力を整備すること、必要性からも、独自の認証システムを構築することには大きな意味があるわけです」

ワーキンググループが詳細な検討

先日、「森林認証制度検討委員会」の中間報告が公表されました。独自の認証制度の基本的な方向性をご説明いただけますか？

「日本における森林認証制度は、森林機能区分・市町村森林整備計画・森林施業計画といった森林計画制度や保安林制度など、現在すでにある法制度のもとに進められている森管理との整合性を保ちつつ、必要に応じて、環境保全・防災・土壤保全・生物多様性・フォレストスケープ等の視点も取り入れていくものです。科学的公平性を確保し、国産材は再生産可能で持続可能な循環資源であることを保証する制度として、国内的にも国際的にも高い信頼性を確保し、国産材市場を開発・維持すること、これが基本目的であると言えるでしょう。

認証を受ける機会の公平性を確保することも課題

世界に通用する国際性を備えるために、モントリオールプロセスやI T T O（国際熱帯木材機関）基準を基本とし、諸外国の認証制度の内容についても考慮する必要があります。そして、将来的には海外の認証制度と相互承認することにより、国際性を高めていくことも念頭に置いています。認証基準については、個人や企業、地域等の適用レベルごとに設定し、例えばグループや団体ごとに地域認証を受けることが可能な仕組みを考えていく必要があるでしょう。このようにして、コスト面の負担を軽減したり、認

バーや見ていただければわかるように、林業・林産業界からだけではなく、各界の有識者や行政担当者、それに自然保護団体やN P O関係者など幅広い分野の方々に集まっています。幅広く国民の支持を得つつ、生物多様性にも配慮し、国際的に認められる仕組みを作るために、メンバーコンサルタントとして、認証基準と運営体制については、年内には一定の結論を得ようと、ワーキンググループで現

表1 認証基準検討ワーキンググループ

江里口 浩	二 勇	山梨県森林環境部森林環境総務課企画担当副主幹
大河内 平	司 精	仙台森林総合研究所森林昆虫研究領域チーム長
金 沢	雄 照	助日本自然保護協会理事
月 木	吉 富士	住友林業（株）山林・環境本部・山林部
小 薙	誠 人	佐久間町森林組合長
薙 志	彦 敏	日本大学生物資源部森林資源学科教授
白 立	則 次	仙台大日本山林会会長
田 潤	一 隆	仙台自然環境研究センター研究主幹
西 勝	美	筑波大学農林学系助教授

表2 認証制度運営体制ワーキンググループ

岡 敬	三 信 敬	（林業土木コンサルタント理事長）
本 田	正 隆	（東京大学教授）
永 藤	紀 正	（森林総合研究所理事）
木 真	後 渡	（全国森林組合連合会専務理事）
原 下	下 藤	（日本林業経営者協会副会長）
下 中	辺 中	（全国木材組合連合会副会長）
渡 田	橋 橋	（日本製紙連合会副理事長）
根 真	柴 木	（国土緑化推進機構専務理事）
佐 々	野 下	（日本住宅・木材技術センター理事長）
黒 森	雅 強	（日本林業技術協会専務理事）
半 藤	輝 征	（日本木材改良普及協会専務理事）
藤 小	真 俊	（日本木材総合情報センター）
中	清 澄	（オイスカ常務理事）
		（日本野鳥の会副所長）
		（N P O緑の列島ネットワーク理事）
		（千葉県林務課長）
		（群馬県広報課）
		（日本林業協会専務理事）

の一つです。
さらに、ラベリング制度については、商品の差別化により市場に対応していく上でも重要であり、「地球木材認証ラベリング制度」として議論を深め、今後導入を検討していく方針です」

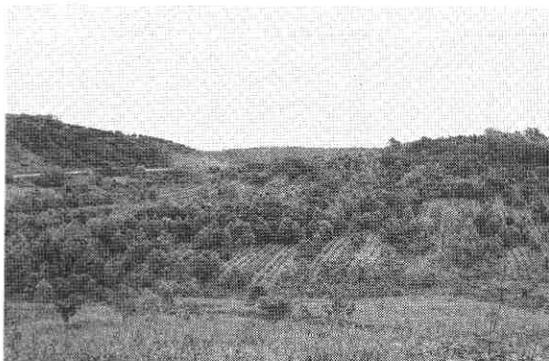
――認証制度の詳細な検討は、どのように進められていくのでしょうか？

「中間報告で公表した検討過程を示すフローチャート（図1）のようないくつかの段階で、検討委員会は、「認証基準検討ワーキンググループ」（表1）と「運営体制ワーキンググループ」（表2）を設置し、検討を依頼しており、これによって最終報告を取りまとめ、提言することになっています」

各々のワーキンググループのメン

バーを見ていただければわかるように、林業・林産業界からだけではなく、各界の有識者や行政担当者、それに自然保護団体やN P O関係者など幅広い分野の方々に集まっています。幅広く国民の支持を得つつ、生物多様性にも配慮し、国際的に認められる仕組みを作るために、メンバーコンサルタントとして、認証基準と運営体制については、年内には一定の結論を得ようと、ワーキンググループで現

●これまで国内で位置づけられてきた2つの森林認証制度



北海道厚岸町の町有林。広葉樹と針葉樹を組み合わせたモザイク的な森づくり。厚岸町は環境自治体として、ISO14001認証を取得。未立木地の解消等の環境目標に沿って、森林整備が行われていた。



高知県檮原町森林組合は、国内で初めてFSCのグループ認証を取得。また材製工場と木材乾燥加工施設は「流通加工部門の認証」(CoC認証)を取得している。

審議会答申を経て、「緑の循環」認証会議(仮称)設立へ

「次の段階では、検討委員会の最終報告に基づき、発起人らによって『森林認証制度創設会議』が設立されます。そして、運営体制・認証基準全般について、各界の有識者からなる『森林認証制度審議会』に諮問され、その答申を受けて認証制度が正式に立ち上ります。『緑の循環』認証会議(Sustainable Green Ecosystem—略称SGE)という名称になる予定です。

「緑の循環」認証会議は、制度の実行組織である「執行機関」と認証基準に基づき適正な運営を監査する「評議会」によって構成されます。主な任務は、運営体制の整備のほか、国連機関(IITTO、FAO等)との情報交換、国際的認証機関とのネットワークの構築や、相互認証の調整と推進、認証審査機関の指定、認証審査機関の認定に対する不服審査等が考えられます。このうち、第三者機関として、公平・中立性が問われる認証審査機関の指定については、認証を受けようとする主体と利害関係がないことが前提になります。

また申請者の認証取得を支援するため、「緑の循環」認証会議に登録されたコンサルタント機関は、申請者の依頼により、認証取得のための助言や、申請行為の代行等を行えるものとします。

今後、検討作業を積み上げて、来年の四月までには、「緑の循環」認証会議を設立させたい

と考えています。残された時間はあまり多くはないですが、他の認証団体の動きが早かつたにもかかわらず、対応が遅れたことに対する強い批判が一方にはあります。今、求められているのは、迅速な対応だと思います」

民間団体として主体性を堅持

「日本には、もともと世界に冠たる森林計画制度があるわけです。これに則って、しかもプラスαが期待できる認証制度をつくることが理窟だと考えています。ですから行政機関とは、いかなる場合も情報交換は必要だと思っています。ただし、認証機関としての主体性・独立性だけは堅持しなければなりません。認証会議はあくまで、経費を含めて民間レベルで運営すべきです。

また、現在は電腦時代ですから、ホームページも早い時期に開設し、情報の収集と公開を行っていきたいと思います」(まとめ／編集部)

※1 ヘルシンキプロセス

フランス、ドイツ、スイスなど欧州三九ヶ国十EUが加盟。

※2 モントリオールプロセス

日本、アルゼンチン、カナダ、アメリカ、中国、韓国、ロシアなど一二カ国が加盟。加盟国の森林を合わせると、世界の温帯林・北方林の九〇%以上を占める。

切り抜き森林・林政ジャーナル

9~11月

△新聞・この3カ月△

「毎日」9月2日—豊かな水辺林の復活を

川や湖の岸辺にできる水辺林は、生態系の重要な一員だ。夏は葉が日差しを遮り、水温の上昇を防ぐ。木から落ちた虫は魚のえさになる。倒木が流れに引っかかれれば小さなダムができ、水性生物の隠れ家にもなる。

「でも、まともに残っている所はほとんどなくなってしまった。」

そう嘆くのは森林総合研究所（茨城県笠崎町）の研究員、鈴木和次郎さん（51）は、水辺林の保護と再生を全国に呼びかけている。七〇～八〇年代前半、趣味の溪流釣りをしていて、水辺では一般的だったトチノキやサワグルミの林が奥山まで失われる一方、杉ばかりが植林されて生態系が单调になつていいことに気付いた。工事がしやすい沢沿いは、林道に変わつていった。

その体験が現在の活動の原点だ。「森林といえばブナ林の保全ば

かりが叫ばれる。水辺の林は、面積は小さいかもしれないが、豊かな生態系を作り出すという点では

「ブナ林に劣らない」と訴える。

鈴木さんはいま、同県七会村のダム建設地にある水辺林のハルニ

レを近くの沢沿いに移植し、杉林から広葉樹林へ転換する研究を進めている。「水辺林復活のモデルケースにしたい」という。

もう一つの重要な研究フィールドが、栃木県・奥日光の沢だ。沢の水辺林は昨年の台風で大きな被害を受けた。本来なら倒れた木は撤去されるが、地元森林管理署に

そのまま放置してもらい、沢周辺

の環境がどう回復するかを観察している。

「日経」9月15日—環境対応の森林認証

自然保護と林業経営の両立をねらった森林認証制度が広がっている。環境に配慮した林業を目指す森林を第三者機関が認証し、そこ

の木材で作った製品に認証マーク

かりが叫ばれる。水辺の林は、面積は小さいかもしれないが、豊かな生態系を作り出すという点では

「ブナ林に劣らない」と訴える。

鈴木さんはいま、同県七会村のダム建設地にある水辺林のハルニ

レを近くの沢沿いに移植し、杉林

から広葉樹林へ転換する研究を進

めている。「水辺林復活のモデル

ケースにしたい」という。

もう一つの重要な研究フィールドが、栃木県・奥日光の沢だ。沢の水辺林は昨年の台風で大きな被害を受けた。本来なら倒れた木は撤去されるが、地元森林管理署に

そのまま放置してもらい、沢周辺

の環境がどう回復するかを観察している。

「日経」9月15日—環境対応の森林認証

自然保護と林業経営の両立をねらった森林認証制度が広がっている。環境に配慮した林業を目指す森林を第三者機関が認証し、そこ

の木材で作った製品に認証マーク

だ。ともに森林を守り持続的に利用していく仕組みが機能していく。

「森林認証制度は森林保全に消費者が協力できる仕組みだ」と環境コンサルタントの富村周平氏は

説明する。長期にわたり木材を収穫できるよう植林や手入れの計画を通じて保護を支援できる。認証者はできているか、除草剤が多用されたり林道整備によって土壤侵食が起きていなかなど生態系や周辺環境への配慮が認証時に審査される。取得後も継続的なチェックがある。

認証製品を扱う企業は製紙、印刷、家具など国内三〇数社、世界では八五〇社にのぼる。ただ消費者の日に認証マークが触れる機会はまだ少ない。認証制度が世界の森林を守るのにどれほど効果があるかは未知数だが、環境と経済の両立を目指す新たな試みであることは間違いない。

「毎日」10月15日—炭素税方式を導入

地球温暖化対策に本格的に取り組むため、経済産業省が〇三年度からの実施を予定しているエネルギー特別会計の歳入・歳出構造見直しの骨格が四日、明らかになった。同省が所管する「石油」「電源開発促進対策（電促）」の両特

別会計にまたがるエネルギー環境

対策予算を一本化し、財源は、輸入する石油、石炭、天然ガスの二酸化炭素(CO₂)排出量に応じて課税する「炭素税」方式を導入する。経産省は十月中に細部を詰め、経済財政諮問会議に報告する。

現行の二特別会計で計上しているエネルギー環境対策予算は〇三年度概算要求ベースで計三六二三億円。これを原則として石油特会にまとめ、石油特会を新たな特別会計に衣替えする。電促特会には原則として原子力発電所立地促進など本来の電源立地予算だけを残す。

見直しに伴い、二特別会計の財源であるエネルギー特定財源(石油税、電源開発促進税)も大幅に再編。石油特会の財源だった石油予算双方の財源になる新税に衣替えし、從来の石油・天然ガスに加え、新たに石炭にも課税。課税方法も、從来の石油税と同じ輸入数量に応じて課税する部分と、新たにCO₂輩出量に課税する「炭素税」的な部分の二本立てにする。

〔朝日〕10月26日—キノコの森は働き者
秋はキノコの季節だ。食卓をにぎわすばかりでなく、キノコは、

〔日経産業〕11月7日—間伐材活用する協組
スギなどの間伐材の活用を目指す異業種の協同組合が新潟県上越地域に誕生する。伐採から加工、販売まで全工程の業者が参加。在

森の生態系を維持するうえで大切

な役割を果たしている。枯れた木の幹や枝、葉などを分解する森の掃除屋がいるかと思えば、木と共に生関係を築き、養分を融通し合う仲間もいる。秋空のもと、野山を巡り歩いて、森のキノコの姿を見つめ直してみませんか。

キノコには「菌根菌」と呼ばれるものもある。菌糸が植物の根と一緒に化して、菌根という構造を作る。日本の自然林を構成するブナやナラ、カシ、マツなどの木は、さまざまなキノコの菌根をつくる。食用として親しまれているホンシメジやマツタケ、毒キノコとして有名なテンダケをはじめとして、菌根菌の仲間は非常に多い。

森林総研の岡部宏秋・微生物生態研究室長は「菌根菌は木から光合成してきた炭水化物を受け取って成長している。その代わりに土壤のわずかなすき間で菌糸を伸ばし、根が利用できない養分を吸収して木に渡している」と、両者の共存関係を説明する。

〔日経産業〕11月7日—間伐材活用する協組

庫・受注量の管理を一元化するこ

とで、間伐材をスマートに流通させる体制を構築する。間伐材を使つた商品開発等にも共同で取り組む。設立するのは「ウッドストック協同組合」。一一日に設立総会を開き、年内にも活動を開始する。

組合員は上越、糸魚川地域に拠点を置く五団体。製材では、ぬながわ森林組合、前田材木店、宝岡林業が参加。家具・建具製造・卸では高橋木工所とウッドワーク協組が加わる。

間伐は森林の治山・治水効果を高めるとともに、製材用の木材の成長を促す。節が多く品質も不均

一という難点があるほか、輸入材

より価格が高く流通市場の整備も

不十分で、これまでほとんど利用

が進んでいなかつた。

新設するウッドストック協組は、

間伐材の在庫や受発注を一元的に

管理。需要に応じて間伐材を伐採することで作業を効率化する。組

合員が分担して在庫を保有し、納期を大幅に短縮しながら不良在庫

を大量に抱えるリスクも軽減する。

輸出量は年間百万立方メートルを

目標とするなど内容とした

内での販売引き受けなどで合意。

スギなどの間伐材の活用を目指す異業種の協同組合が新潟県上越

中国輸出計画

県産スギオ材の本格輸出を目指し、中国福建省・廈門国際木材

協同組合」。一二日に設立総会を開き、年内にも活動を開始する。

組合員は上越、糸魚川地域に拠点を置く五団体。製材では、ぬなが

わ森林組合、前田材木店、宝岡林業が参加。家具・建具製造・卸では

高橋木工所とウッドワーク協組が加わる。

間伐は森林の治山・治水効果を高めるとともに、製材用の木材の成長を促す。節が多く品質も不均一という難点があるほか、輸入材より価格が高く流通市場の整備も不十分で、これまでほとんど利用が進んでいなかつた。

新設するウッドストック協組は、間伐材の在庫や受発注を一元的に管理。需要に応じて間伐材を伐採することで作業を効率化する。組合員が分担して在庫を保有し、納期を大幅に短縮しながら不良在庫を大量に抱えるリスクも軽減する。

輸出量は年間百万立方メートルを目標とするなど内容とした内での販売引き受けなどで合意。

スギなどの間伐材の活用を目指す異業種の協同組合が新潟県上越

地域に誕生する。伐採から加工、販売まで全工程の業者が参加。在

〔西日本〕11月15日—県産スギの

性を高める仕組みも導入する。い意向。

〔西日本〕11月15日—県産スギの

アトランダム雑誌切抜き

9~11月

◆中国の木材・林業事情／田中茂

(元岩手大学教授)

ここ二年、中国の木材・同加工品の年消費量(原木換算)は一・四~一・五億^{m³}。年率4%前後の伸びだ。

木材供給量は、計画内木材生産量は五五〇〇万^{m³}。輸入木材・同加工品(原木換算)は六三〇〇万^{m³}、その他三二〇〇万^{m³}は計画外生産で、超過伐採となっている。そのためここ二年、輸入材は四〇%以上を占めるまでになった。

森林面積は一億八〇〇〇万ha、活立木蓄積は一二五億^{m³}だが、伐採可能資源は一二億^{m³}と少ない。

木材生産経営企業は、十数年の過剰伐採により資源危機と経済危機に直面している。加えて税負担も重く、経費の割合は五〇~六〇%に達し、WTO加入を機に零細性の克服が課題になっている。

中国の需給予測は、〇五年に商品用木材の総需要量は一・三~一・四億^{m³}、一五年三・三~三・四億

^{m³}。供給総量は輸入を含めても〇五年一・六九億^{m³}、一五年一・九五億^{m³}で輸入増に頼らなければならぬ。日中(台湾含む)韓の輸入総量は二億^{m³}に達するという推算もある。

木材だけでなく東アジア自由経済圏構想が可能。できればロシア・北朝鮮を加えたものが。
〔森林組合〕/全国森林組合連合会が9月号から連載)

◆我々は「日本には林業が必要でない」という議論をどのように超克できるのか? / 大田伊久雄(京都大学大学院農学研究科)

(筆者は、前号既報の林業経済学会シンポの司会者。論文のうち、「討論の総括と今後の展望」「おわりに」の部分の要約)

討論を通して「日本に林業は必要か」どうかというテーマへの明確な回答はでなかつた。採算性のない産業活動に未来はないといふ経済的予言が明快で強力だったから。しかしスギ・ヒノキだけが

水・CO₂・ハンティングライセンス・エコツーリズムなど可能だ。ただ森林内の自然資源を、安易に市場経済の枠内に取り込むことは慎重でなければならない。

また日本国民にとっても森林が必要であるという認識では、専門家の常識といえるが、その管理が林業でなくてはならないという結論はでなかつた。山村を維持するために林業による森林管理が必要とする議論には、飛躍があつて今後その溝を埋める討論が必要だろう。

誰のために林業が必要なのか、という点では、国民には、「木材の機能と林業の関わりを重視すべきこと、発想の転換が求められる時代だ、などの意見が繰り返し出て、「必要でない」という主張は受け入れられないが、「必要だ」と言い切れる材料にも不足した。

個別の論点では、一部優良地を除き拡大造林期以降のスギ・ヒノキについては産業として成立が不可能で、山村維持には林業以外の主要産業育成が必要。しかし木質バイオマス利用が北欧やオーストリアのように政策的に優遇され本格化すれば、林業経営不可能地が可能地ともなる。また多様な副産物生産も視野に入ることもできる。山菜・キノコなどだけでなく、シノボでの合意は、「林業を広くとらえて将来を展望すべき」という点だった。木質バイオマスの機能を享受していれば、それを生み出す森林の管理を林業以外がしていいのだから、国民のために林業は必要ということになる。

シンポでの合意は、「林業を広くとらえて将来を展望すべき」という点だった。木質バイオマスの有効利用という新地平は、こうした研究の最先端として注目したい。しかし海外から安いバイオマスが流入したとき、国産バイオマスは生き残れるのか、これに対抗するには経済理論に負けない政策理論が必要である。「地球環境」というキーワードはこれから林業の追い風だ。さらに広葉樹の育成林業技術や長伐期化・混交林化など

政策と造林学・森林利用学との共同作業で進める分野も多い。

このシンポでは、経済学や生態学からも専門家を招いて、従来の幅を超えた討論を願った。今後、山村・林業への同情論だけでなく、合理的・論理的な説明で林業による山村振興政策の必要性を示すことが求められよう。(『林業経済』10月号／林業経済研究所)

する点もあるので、それを基に自己たちで低コストの「日本型」が必要。

客観的な認証基準を、生物多様性・環境問題などNGOなどからも意見を聞いて作りたい。認証会議には、多方面の分野の人で構成する評議会を作り、所有者からの申請を審査して認証するようにしたい。

年度内に認証審査機関の指定まで済ませ、来年度から日本型森林

◆「日本型森林認証」の新設に向け検討すすむ／三澤毅(日本林業協会副会长)・森林認証制度検討委員会委員長)

日本型の認証制度の検討を始めたのは、①企業などが環境に寄与しているかどうかが重視されてきた。森林についても世界的な基準

◆植林は、これまでの自然破壊を取り戻す重要な課題／西澤潤一(岩手県立大学学長)・半導体研究の世界的権威)

で環境を考えることが大事になり、各国でもそうした制度の発足をみている。温暖な気候の中で人工林

◆植林は、これまでの自然破壊を取り戻す重要な課題／西澤潤一(岩手県立大学学長)・半導体研究の世界的権威)

が四割も占めている日本で、自然環境や所有構造に特徴がある森林について、的確に評価して世界に通用する日本型の認証制度が必要。

海外からの違法伐採の輸入を問題視するにも、日本発の自らの基準が必要。②現在の認証制度は、零細な森林所有者は費用的に負担が大きい。また既に法制化された森林計画制度・保安林制度と重複

ガスを吸収してメタンハイドレートという形にして、深海に沈めているからだ。でもこれも限界だ。

異常気象で、表層に上がつてこないはずの深層海流が昇るようなことがあれば、一気に爆発するだろう。メタンハイドレートを燃料に使おうという考え方もあるようだが、それでは大気のバランスが心配だ。そうならないためにも、人間は謙虚になって、生活を改めなくてはならない。

◆国民参加の視点は、ゴミ分別問題でいえば、税を払いそのお金で

最も効率のいいのは、電気エネルギーだ。そのために火力発電所を増やしたのでは温暖化がすすみ意味がない。ところが水エネルギーは太陽が輝く限り無限だ。発電用のダムは、発電機が回転するよう

に階段状になっていればいいので、環境に及ぼす影響は大きくない。

◆世界中の水力エネルギーの○・一のエネルギーが晴れる。火力から水力に替えるには時間がかかるし、

私が「自然と科学技術は共存しなければならない」と考えるようになつたのも、子どもの頃の夢の中では育つことと無縁ではない。

ることが必要だ。それは、人間が積極的に行わなければならない炭酸ガス貯蔵法なのだ。大切なことは切つたら植えることだ。これを怠つたから砂漠化がすすみ、雨も降らなくなつた。そうした地域に植えていけば、森林になり雨も降り世界中の水の流れが円滑化し、安定的に水のエネルギーも活用できる。

◆國民参加の視点は、ゴミ分別問題でいえば、税を払いそのお金で人を雇つて処理をするか、自分で少しの時間を割いて関わるかだ。自分の時間を少し振り向ければ、より無駄なく行える。環境問題で、國民がそういう責任を負うことは非常に大事だ。植林でも同じだろう。(『ぐりーん・もあ』秋号インタビュー／国土緑化推進機構)

◆環境教育と森林・林業の課題／森林・林業をどう伝えるか／『林業技術』9月号／日本林業技術協会

◆北欧諸国に持続可能な森林經營を訪ねる／『林業月報』10月号／日本林業経営者協会)

森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与える、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかるひとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないか。

一、山村に住み、林業で働いているひとなど、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2003年新春号
第83号

■発行 2003年1月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)
(年額3,000円)